

令和4年 第11回
教育委員会定例会会議録

令和4年11月14日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2599号
令和4年第11回定例会

日 時 令和4年11月14日(水) 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	中 村 博
	委 員	寺 原 真 希 子
	委 員	山 内 慶 太

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	星 川 邦 昭
	学校教育部長	上 村 隆
	教育長室長	佐 藤 博 史
	生涯学習スポーツ振興課長	竹 村 多 賀 子
	図書文化財課長	齊 藤 和 彦
	学 務 課 長	佐 々 木 貴 弘
	教育人事企画課長	瀧 島 啓 司

「書 記」	教育総務係長	本 城 典 子
	教育総務係	榮 友 美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立高松中学校屋内プールの給排水衛生設備等改修工事に伴う休場について
- 2 港区立麻布運動場管理棟の機械設備改修工事等に伴う休場について
- 3 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について
- 4 学校給食費の公会計化について

日程第2 報告事項

- 1 令和4年度採用港区奨学生(二次募集)の選考結果について
- 2 港区立芝浜小学校開校記念式典について
- 3 学校選択希望制集計結果について
- 4 学校法律相談の令和4年度上半期実施状況について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和4年第11回港区教育委員会定例会の開会をいたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は、中村委員にお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

日程第1 審議事項

1 港区立高松中学校屋内プールの給排水衛生設備等改修工事に伴う休場について

○教育長 それでは、日程第1、審議事項に入ります。議案第105号「港区立高松中学校屋内プールの給排水衛生設備等改修工事に伴う休場について」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー1を用いて、ご説明いたします。

2ページ目を御覧ください。本件は、港区公共施設マネジメント計画に基づき、港区立高松中学校の給排水衛生設備等の改修工事を行うため、港区立高松中学校の屋内プールを休場し、プール開放事業を休止することについてお諮りするものです。

項番1「休場期間」は令和4年12月1日から令和5年2月15日までとなります。

項番2「告示日」でございます。本日、令和4年11月14日を予定しております。

項番3「利用者への周知」です。広報みなど、区ホームページ、Twitter、当該プールへの掲示により、順次、周知いたします。

項番4「今後のスケジュール」でございます。今週末の区民文教常任委員会への報告後、11月21日号の広報みなどへの掲載。12月1日から工事に着工し、年明けに2月15日に工事終了。その後、2月16日から利用再開を予定しております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第105号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第105号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

2 港区立麻布運動場管理棟の機械設備改修工事等に伴う休場について

○教育長 次に、議案第106号「港区立麻布運動場管理棟の機械設備改修工事等に伴う休場につ

いて」説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付議案資料ナンバー2を用いてご説明いたします。2ページ目を御覧ください。

本件は、港区公共施設マネジメント計画に基づき、港区立麻布運動場管理棟の機械設備改修工事・電気設備改修工事及び建築工事を行うため、管理棟を休場することについて、お諮りするものでございます。

項番1「休場期間」でございませう。令和5年1月4日から令和5年2月28日までを予定しております。なお、管理棟の休場期間もテニスコートの利用は継続いたしますので、近隣の区有施設を用いて、利用受付のみを行う予定としております。テニスコートについては、利用を継続させていただきます。

項番2「告示日」でございませう。本日令和4年11月14日を予定しております。

項番3「利用者への周知」でございませう。区立運動場は、利用月の3か月前の5日から抽選申込みが開始となっております。そのため、管理棟の休場期間につきましては、順次、港区施設予約システムのお知らせ欄、区ホームページ、施設への掲示等により、利用者の皆様に周知しております。

項番4「今後のスケジュール」でございませう。今週、11月18日の区民文教常任委員会へ報告後、年明け1月4日から改修工事に着工。2月28日に改修工事が終了しましたら、3月1日から管理棟の利用再開を予定しております。

項番5「その他」でございませう。本改修工事には、3週間程度の石綿除去作業を含むことをあらかじめ周知してまいります。

簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございませうでしょうか。

○中村委員 確認ですけれども、これ、野球場は今、工事中ですよ。この期間中も工事中、入っているでしょう。

○生涯学習スポーツ振興課長 重なっております。

○中村委員 分かりました。だったら問題ないです。ありがとうございます。

今、課長から2件、休場について説明していただいたのですけれども、1件目が12月1日から休場中、11月14日から告示ということで、非常に期間短くて、使用者が混乱来すことないのでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

○生涯学習スポーツ振興課長 今、おっしゃったとおり、本日付の告示後に周知をいたしますと、利用者が混乱すると思われるので、工事日程が確定したのは先月末なのですけれども、内々には利用者の方にご案内をさせていただくという……。

○中村委員 分かりました。結構です。

○山内委員 まず、公共施設マネジメント計画に基づき、というのが2件続きましたので、簡単に公共施設マネジメント計画について、まず確認の意味で説明してください。

○生涯学習スポーツ振興課長 簡単に申し上げますと、建物を長く使うために、定期的に、計画的に、改修工事を計画しまして、集中しないように、またお金が段階的に使うようにという計画になっております。

○山内委員 ありがとうございます。そういう意味で、長期的な計画の中でいつ頃何をしてということが予定してある訳ですね。

そこで確認したいのは、もともと長期的に計画を立てるのはとても大切なことですが、その中で、実際に工事が近づいて、具体的な計画を始めるときに、実は早過ぎる改修、予定が早過ぎるという場合もあるのではないかと思います。そうすると逆に余計にコストが増すので、そういうところの確認を、実際どのようにもう1回、最終的に適正な時期を判断しているのか。

それから、2点目は、今、建築の単価が上がっていると思うのですが、その中で、資金計画をどういうふうに調整し直しているのかというところについて教えてください。

○生涯学習スポーツ振興課長 まず1点目の適正な時期に改修を行えているかということにつきましては、工事の前に設計作業を1年かけて行います。その中で、全体を見渡して、逆に足りない部分があれば追加したり、ということに対応しております。不要なものについては、その段階で先延ばししております。

また、2点目の建築に係るコストの部分につきましても、実際に工事契約をした段階で、単価の見直しがあればその都度、契約変更の手続きしております。

○教育長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第106号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第106号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

3 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、議案第107号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 ただいま議題となりました議案107号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」ご説明いたします。本日付議案資料ナンバー3を御覧いただけますでしょうか。

1ページ目、「審議内容」です。港区立郷土歴史館特別展示室で開催する企画展「未来に伝えよう！みなと遺産 新指定文化財展」の観覧料について以下のとおり決定いたします。

項番1(1)「名称」は、「未来に伝えよう！みなと遺産 新指定文化財展」です。

(2)「開催期間」は令和5年1月14日土曜日から令和5年3月12日日曜日までを予定しております。

(3)「内容」です。港区は歴史的環境に恵まれており、地域の歴史や文化を伝える多くの文化財が残されています。本展では、地域の文化財とその保存・保護について理解と関心を深めるため、令和4年10月に新たに指定された港区指定文化財4件の実物、またはパネルを展示いたします。なお、産業振興課主催の「伝統工芸展」を同時に開催いたします。

項番の2「観覧料」です。企画展のみ観覧する場合、大人200円、小中高生100円。常設展と同時に購入する場合は、大人400円、小中高生100円としております。参考として、観覧料の一覧の表を裏面につけております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○田谷委員 これは、質問先が違うかもしれないけれども、この併設される「伝統工芸展」、港区のというとなかなか対象が難しいと思うのですけれども、どういったものか、もしお分かりでしたら、お聞かせください。

○図書文化財課長 代表的なところで、名誉区民の石田不識さんという琵琶の制作者がいらっしゃいますが、石田さんの制作された琵琶を展示をする予定です。あとは、江戸表具ですとか、額縁、三味線等、港区内に伝統工芸の制作者の方がいらっしゃるの、それぞれの制作される人物とその制作された物を一緒に紹介するような展示を予定しております。

○田谷委員 そうすると、ある意味、これも未来に伝えようということで意味としては一致するし、港区にはそういう方がいらっしゃるのだということを広く知らしめるためには、いい併設展だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第107号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第107号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

○山内委員 せっかく課長が会議室にいる間に質問します。今、非常に面白い展覧会、企画展をやっていますけれども、あれの来館状況というのですか、その辺はいかがでしょう。

○図書文化財課長 今年、ネコ展を7月に開催をして、今、鉄道展を開催しておりますけれども。このコロナ禍の中、郷土歴史館、開設して4年たちましたけれども、ネコ展を開催中の8月が1カ月ごとの集計で行くと、一番来館者が多かったです。非常に好評を頂いておりまして、図録も大変たくさん売れました。

鉄道展も層が全然違うのですけれども、非常に関心が高くて、1日の集計で行くとネコ展を超える日があるので、もしかしたらトータルで猫展を超える来館者数となるかもしれないと、期待しているところでございます。

○山内委員 郷土歴史館の企画展は、なかなか内容も充実していますし、今回の鉄道の企画展も非常によい内容だと思いますから、積極的に広報をまだまだできるといいと思いますし、それはきっと文化財課だけに任せていても限界があると思うので、もっと港区として、そういうものを積極的に展開していただけたらいいなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○図書文化財課長 以前も山内先生にご提案いただきました、特別展をなるべく早く、仮の段階でもいいからタイトルを明らかにして、宣伝できたらいいのではないかということで、それは今、学芸員と調整をしているところですので、なるべく早めのご案内も含めて、より来館者数が増えるように、また学校にもたくさん利用していただけるように、調整をしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○教育長 今、各学校に毎回きちっとお知らせをしていて、家族連れも結構増えているので。

○山内委員 あとは、始まってから色々なイベントをその中に仕掛けて、それをメディアにうまく発信させるようにしていくと、そこでぼんと増えますよね。

だから、どうメディアを使うかということ、あとはメディアが取り上げやすいイベントをどう中に仕込むかということも大事だと思うのですけれども。

○図書文化財課長 そちらにつきましては、今回、鉄道特別展で初めてメディアの先行公開というのを行いまして、14日からの開催に先立って、13日にメディアの方に2時間ぐらい公開をして、取材をしていただいたところ、翌日の新聞に載せていただけたというのがあるので、そのあたりは、今回うまく行ったかなと思っています。

そういう取組は、引き続き継続していきたいと思っております。

○山内委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょう。

○田谷委員 いつも責めることが多いので、たまにはよかったなという話を、今、山内先生がおっしゃっていただいたのですけれども。先日、札の辻スクエアで鉄道150周年、その講演とパネルディスカッションがあって、私、参加させていただいたのですが、非常に長い時間にもかかわらず、参加者が年齢問わず、満席の状態に来ていて、私も本当に興味深く聞かさせていただきました。中にはもちろん築堤の件も入っております、現状と今後の状況というお話も、前回にご説明いただきましたね、学芸員の方は、我々のときでも。エバラさんのときだったかもしれないけれども、来ていただいた方の説明とかあって。非常にそういう意味で、区民、また区民を問わず、興味深い。今年は150周年という、大きくJRで打ち上げているところもあるのですけれども、それ以外に、築堤の件とか、そういう件に関しても非常に興味が高く持っていただけるのだなということを感じましたし、それなりに、今後、その件に関しては、我々としても、そういう方向に持っていかなければいけないなというのを、非常に力強く感じたところでした。

なかなかいい企画だったと思います。

○教育長 ありがとうございます。本も売れたんだよね、いっぱいね。

○図書文化財課長 後程、詳しくご報告させていただこうと思っていたところなのですけれども、

当日、170名定員で実施したので、200人近くお越しいただきまして、その場で、「概説 高輪築堤」とか物販も、刊行物の販売もさせていただいて、本当に飛ぶように売れたと言いますか、関心の高い方が非常に多かったなと思っております。

ご登壇いただいた方は、考古学の専門家の方と埋蔵文化財の調査員、あと鉄道史の専門の方と、文化庁の課長にもご参加いただいて、色々な方面からの意見をまとめ、お話しいただいたので、それこそ、シンポジウムでも、1人が発言終わるたびに拍手が起こるような、非常に聞き応えのある内容で、我々としても、いい会が開催できたなと思っているところです。

新聞にも取り上げていただいたので、後程紹介したいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 質問なのですけれども、参考までに分かれば、参加者の中で、区外の方、何人ぐらいいたのですか、170のうち。分かれば、区内と区外の人数比はどれぐらいだったのですか。

○図書文化財課長 今、手元にデータがないので、お調べして……。

○中村委員 分かれば、教えてください。

4 学校給食費の公会計化について

○教育長 次に、議案第108号「学校給食費の公会計化について」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、議題108号「学校給食費の公会計化について」資料ナンバー4を御覧ください。

ご審議いただく内容としましては、令和5年度から学校給食費につきましては、公会計化をさせていただいて、区の一般会計予算として管理していきたいと思っています。

項番1「経緯」でございますが、令和元年から国から学校給食費の公会計化を進めるようにということが始まりまして、そこから世田谷区が実施をしておりますので、そういうところを視察しながら検討を重ねてきて、令和5年度から学校給食費を公会計化することとしたいと考えているところでございます。

「公会計化の概要」としましては、これまで学校給食費については、校長名義の普通の私費口座の口座にお金が入っていて、それから支出をするという状況でした。それを区の一般会計として予算に組み入れまして、歳入も歳出、購入するときも区の予算として実施をさせていただきたいと思っています。

「公会計化により見込まれる主な効果」につきましては、項番3でございますが、三つございます。学校給食費の透明性や公平性の確保。公平性につきましては、未納者に対する督促については、区が一体的に行うというところで、公平性が確保されると考えております。

また、2番目としては、教職員の負担軽減については、まず歳入。徴収する部分につきましては、教育委員会が全て実施をする予定です。

また、購入をするときも一括で購入ができる、牛乳とかパンについては、教育委員会で一括で購入することによって、学校現場の負担を軽くしたいと考えてございます。

裏面に行きまして、3番目の支払方法の利便性の向上でございます。これまでは、ゆうちょ銀行のみでしたけれども、区の指定金融機関での口座振替やコンビニ払い、また電子マネーによる支払など、バーコード系の支払にも対応するというので、こちらにつきましても利便性を向上するということになっております。

こちら、今日ご審議いただきまして、ご了承いただきました暁には、また給食費の徴収の規則について制定をしたいと考えてございます。よろしく願いいたします。

また、「今後のスケジュール」でございますが、12月には、保護者に対して口座振替の依頼書を配布したり、公会計化について周知をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、こちらの公会計化についての説明は以上ですけれども、ご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○寺原委員 2点、教えていただきたいのですけれども。1点目は未納に対する督促で、港区の場合は未納は少ないのかなど想像はするのですけれども、これまでは、どんな形で督促をされていて、今後、それがどういうふうになるのかというところが1点目と。

2点目は、この間の小P連の懇談会で、確認の質問があったかと思うのですけれども、PTA会費。これまでPTA会費と教育費と一緒に、学校で徴収して下さっていたと思うのですが、給食費は区ということになるので、PTA会費だけが残るということになるのかどうか。改めて教えていただければ。

○学務課長 1点目の督促については、現行は学校の事務さんであったり教職員の方がお声掛けをしていただいて、督促をしていただいている。また時間外にお宅にお邪魔したりということも、教職員の方々にやっていただくという状況です。

それが、今後、区が対応することになりますので、一体的に区が対応させていただきたいと思っております。

2点目の、徴収の仕方なのですけれども。給食費と学用品費とPTA会費というのは、今まで一緒に集めていたのですけれども、学用品費については、これまで同様、徴収はしますので、そこに併せてPTA会費を徴収をさせていただきます。それは、学校が引き続き実施をする予定です。

給食費については、教育委員会で一体的に徴収ということになります。

○寺原委員 学用品費は毎月徴収があるものでしたでしょうか。

○学務課長 学用品費については、学校により多少違ったりとかで、まとめて徴収するところがあれば、月々というところもあったりしますので、そちらについては、そこに合わせてPTA会費も今後も同様に引き落としがされるものということで。学校の保護者の皆さんにとっては、これまでと変更がないのかと思います。

○寺原委員 督促を、色々な方法されていると思うのですけれども。それがなかなか功を奏しない場合に、最終的に、区によっては強制的に法的な手続を取ることもあるかと思うのですけれども、

そこまで、港区でされたことはあるのでしょうか。

○学務課長 今、学校で徴収をされている中では、そこまで行った事例はないと考えています。ただ、今、徴収がほぼほぼできていて、0.3とか、本当に小額なので、なかなか法的な整理をするにしても、費用的なところもありまして、実施をしていないような状況です。

○寺原委員 ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

○中村委員 今、寺原委員が言ったものの補充なのですが、公会計化することによって、区が一体的な対策を取ることで、公平性が確保されると。それはそのとおりだと思うのです。ただ、具体的にその後、「港区学校給食費徴収規則というのを制定する」と書いてあるのですが、この徴収規則の中で、未納の場合の催促等をどういう場合にするかという基準みたいなものが書かれるということで、理解していいですか。

○学務課長 今、調整をしておりますので、こちら調整が終わりましたら、こちらでご審議を頂く予定になっておりますので、今のところ、そこは特に、まだ具体的にはその調整が終わっていないところでございます。

○中村委員 これは、学校の現場の先生方に、本当に非常に苦勞を重ねていた部分で、私も学校補助相談員のときに相談が多くて、大変苦勞しました。学校によっては多いところがあったので。今はどうか知りませんが。

ですので、やはりこれが公会計化することによって区が一体的な対応を取ることであれば、ある程度、そういうところで明確な基準を決めて、金額とか、あるいは滞納期間とか、そういうのを決めて、せっかくな規則の中にやはり明確に入れるべきだと思います。

例えば、奨学金の未納、返済未納なんかと同じような形になるのですかね。督促の仕方、そこら辺はどうなのですか。

○学務課長 詳細はまだ決定はしていませんけれども、もちろん督促をするところから始まって、機械的にどこまで実施するかというのを検討させていただいているところです。

○中村委員 だから、奨学金なんかの督促と、特色が。奨学金の場合は返済期間が長いではないですか。給食費の場合、本当は的確にそのたび、そのたびごとに徴収しなければいけないものなので、督促期間を短くして、やっぱりある程度、奨学金なんかの場合と比べたら違う明確なしっかりとした督促手続は取るべきだと思うのです。ですから、その辺はちゃんと規則の中にどこまで明確化できるかは、問題あると思うのですが。しっかり、その辺は明確に書いてほしいなという希望がありますので、ぜひ考慮してもらえればと思います。

○学務課長 給食費の特徴に合わせまして、そういったところにつきましては、配慮していきたいと思っております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 この公会計化というのは、非常に重要なことだと思いますけれども。それがうまく機能するかどうかは、今、中村委員が言われたようなことをきっちり、徴収規則に明示できるかどうか

かということに関わっていますから、そういう意味では、この施行が来年の4月を目指しているということであれば、1回、早い段階で徴収規則の案をこの会議にも1回出していただいて、そこでも検討できるようにしてはどうかと思います。

○学務課長 そのようにさせていただきたいと思います。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第108号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第108号については、原案どおり可決することに決定をいたしました。

併せて、港区学校給食費徴収規則については、案の段階で、一度、皆さんの中で見ていただいて、またそこでまとめていくということをお願いをしたいと思います。

日程第2 報告事項

1 令和4年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について

○教育長 次に、日程の第2、報告事項に入ります。「令和4年度採用港区奨学生（二次募集）の選考結果について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告事項に入ります。報告事項資料1を御覧ください。「令和4年度採用港区奨学生の選考結果について」です。7月25日から8月31日までを募集期間としました港区給付奨学生及び貸付奨学生の選考結果をご報告いたします。

2番の「周知方法」としまして、広報みなど7月21日号、港区ホームページ掲載のほか、区の施設や掲示板へのポスター掲示、教育委員会事務局各地区総合支所及び区立図書館窓口などでの募集案内の配布、Twitterの投稿のほか、各報道機関へのプレスリリースを行いました。

3の「応募状況」は、給付型奨学生13名、貸付型奨学生2名でございます。

4番にありますとおり、港区奨学資金選考等委員会におきまして、審議の結果、給付型奨学生が11名、貸付型奨学生2名の採用を決定いたしました。なお、給付型の採用とならなかった2名につきましては、収入要件が港区の対象外で、国の給付対象であったため、ご案内をし、つなげております。

今年度の募集は、5番のとおりでございます。予約募集のほか、5、6月実施の一次募集、今回募集の二次募集の計3回となります。

裏面を御覧ください。「給付及び貸付金額」等につきましては、6番のとおり、世帯の所得、国公立や私立など学校の設置者、通学形態などによりAからDの4区分で給付額を決定しております。貸付額は(2)のとおりになります。

7番には、今年度の実績人数を一覧にしております。今年度は、給付型奨学生は34名、貸付奨

学生が11名となりました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○山内委員 資料の確認なのですが、この支援区分で言うとA B C D、家計上はAが一番悪い状況と考えていいですね。

○教育長室長 そうです。

○山内委員 給付額は、給付金額だと、Cが一番給付金額が大きい形になっていますけれども。つまり、課税額から見た家計状況とは対応しない金額になっていますが、これはどういう事情だったか教えていただけますか。

○教育長室長 こちらは、支給額がまず合計で116万円という数字がございます。そのうち、国が授業料等免除並びに国の給付型奨学金という制度がございます、そちらが収入が低い人程国から出る金額が非常に高くなっております。その116万円と国の給付するものを差し引いた部分を港区が出すということで、区分は国が70万円まで、残りを港区がと。またB区分は、国が38万6,000円まで支給ですので、残りを港区がということで、そこで逆転のような数字が出てまいります。

以上です。

○山内委員 ありがとうございます。そうしますと、ここに奨学生を申請すると港区の給付が受けられるのと同時に、国の給付も合わせて受けられるという形でしょうか。それとも別々に申請するという形なのですか。

○教育長室長 申請は別になりますけれども、今、委員おっしゃったとおり、国と区と合わせての給付となります。申請は別々です。

○山内委員 どちらか通ると、大体、両方通るという仕掛けになっているということ。

○教育長室長 おっしゃるとおりです。基準は一緒になっております。

さらにつけ足しますと、区分Cと区分Dにつきましては、こちらは国が区分Bのところまでしか給付していないところ、さらに上乘せして収入6万8,400円未満が区分Cになります。また、8万7,800円未満、所得割課税額ですが、そこを区分Dとしまして、段階的にさらに区独自で給付しているという仕組みでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○山内委員 今のお話を伺っていて、実績を毎年見ている、今回もそうですが、応募者数はそれ程多くないというのが率直な印象で、例えば、今のような仕組みというのでしょうか。国と区の給付を抱き合わせにすることで、このくらいの給付が得られるとか、その辺が分かりやすい形で伝わっているのかどうかというところが、今、お話から気になったのですが、その点はいかがですか。

○教育長室長 我々のまさに苦勞しているところでございます。年間給付のイメージということで、目で見て分かるような図式にしたもので色分けをしたものを今回、新たに案内をつくりまして、さらに給付型奨学生の学生からアンケート調査を行って、こういったときにこの情報聞くと一番効果

的だったかという声を聞いたときに、高校生のおきに聞いておきたかったということで、都内にあります450校の高校に、今回全校に送ったというようなことをして、今後の制度活用の増につなげたいという動きで、取り組んでおります。

○教育長 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

○中村委員 さっき2名の人は、外れてしまったというのは、国の基準で全部払われるからということですか。そういう意味ですか。

○教育長室長 おっしゃるとおりです。国が全額出す、所得0の方になります。

○中村委員 一番、極貧世帯。そこは国が、全部。

○教育長室長 全部出すということで差がないので、そういうふうにご案内しています。

○中村委員 分かりました。

○教育長 ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、この報告事項は以上とさせていただきますが、パンフレット、皆さんにお渡ししていただくと、仕組みがよく分かるようになっています。

2 港区立芝浜小学校開校記念式典について

○教育長 次に「港区立芝浜小学校開校記念式典について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、報告資料2を御覧ください。「港区立芝浜小学校開校記念式典について」ご報告いたします。港区立芝浜小学校、令和4年4月開校を記念いたしまして、式典を実施いたします。

「日時」は、令和4年12月10日土曜日、午前10時から11時を予定しています。

「場所」は、港区立芝浜小学校体育館で実施の予定です。

「内容」ですけれども、3部構成を予定しておりまして、第1部が式典、第2部は児童による発表、第3部は希望者向けの施設見学会となります。

第1部での式典では、ご挨拶や祝辞のほか、校章や校歌の紹介を行います。2ページ目の招待者に記載しておりますけれども、校章の制作者、また校歌作詞・作曲者に列席を頂きます。校章、校歌作成の際に込めた思いなどのご挨拶を頂く予定となっております。

なお、式典は全校児童の参加を予定しております。低学年の児童にも伝わるスマートで意義深い式典となるよう、学校と調査を図っているところでございます。

報告は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

3 学校選択希望制集計結果について

○教育長 それでは、次に「学校選択希望制集計結果について」説明をお願いいたします。

○学務課長 本日付報告書ナンバー3を御覧ください。「学校選択希望制集計結果について」でございます。ご報告する内容は令和5年4月の新入学児童・生徒の学校選択希望制の集計結果と抽選の実施について、ご報告をさせていただきます。

1番、小学校ですけれども、小学校につきましては、抽選が去年は5校、今年も5校です。ただし、学校が変わっておりまして、白金の丘が昨年までは、抽選だったものが抽選ではなくなって、東町は去年、抽選ではなかったのですが、今年は抽選になるというような状況になってございます。

白金の丘につきましては、学区の人口が少し減っているというところと、ほかのところから、通学区域外から入ってくる人数が少し減っているというところがございます。

東町小学校については、御田小学校が三光小学校に移るということで、東町小学校に近い方々が、そちらの東町小を選択されているという傾向が見て取れるような状況でございます。

裏面に行きまして、中学校を御覧いただければと思います。去年は、三田と高松、六本木、赤坂が抽選だったのですけれども、今年は、三田と高松と六本木については、1クラス、増やしております。赤坂につきましては、2クラスの増加を、しておりますので、全ての学校が受入可能かなと思っておりますので、このままいきますとご希望のところにも全て入っていただくように、今、調整をしているところです。

抽選につきましては、先程の小学校の5校について実施をしたいと考えております。抽選の日時につきましては、令和4年12月5日10時から区役所の9階の会議室で、公開をしながら実施をしたいと考えています。

抽選を実施しない学校につきましては、例年のとおり希望のところに入れるという状況になってございます。この集計結果につきましては、今月の25日に公開する予定になってございます。

報告は以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

4 学校法律相談の令和4年度上半期実施状況について

○教育長 次に「学校法律相談の令和4年度上半期実施状況について」説明をお願いいたします。

○教育指導担当課長 それでは、報告書ナンバー4を用いまして、学校法律相談の令和4年度上半期の実施状況について、報告をさせていただきます。

今回は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの学校法律相談の実施状況について、報告をさせていただきます。まず「相談回数」ですが、44回となっています。これは18件の問題トラブルについての案件に関して44回、ご相談させていただいたということになります。

参考なのですが、令和3年度の上半期の場合は31回ありまして、16件の事案について31回、ご相談があったという形で、おおよそ半分ぐらいになったということになります。

原因・相談別については、この後ご説明をさせていただきます。

今回、保護者等との面談への弁護士の先生の同席制度の利用はございませんでした。

では、詳細について、原因のところからお伝えさせていただきます。原因が大きく六つに分けさせていただきますのであります。

まず、子どもによる事故・トラブルのところと言うと、大きく21回相談があって、5件でした。簡単に言いますと、例えば子ども同士のトラブルでけがをしてしまって、そのことについて保護者同士が、訴訟をすとかしないとかということについて、学校としての立ち位置についてのご助言を頂いたであるとか。あとは、いじめに遭って「不登校ではないか」と保護者が言ってきて、結局、いじめではなかったのですけれども、どういうふうに対応していくのがよいのか等について助言をしていただいたということがございました。

次に、教師の指導内容についてというところでもございます。これは2件の9回ございました。こちらは、指導を要する児童の保護者からのクレームというか、色々なご意見を頂いて、それに対して、どう誤解を解いていくかとか、学校もこういうところについては、きちっと改めていくべきではないかというようなご助言を頂きました。

次に、保護者のトラブルというところが、6件で6回となってございますが、こちらについては、保護者間同士のトラブルであったりとか、保護者からの情報は頂いたものについて、どう他の保護者にもお伝えするかと、そういったことが多くございました。

最後、その他というところでもございます。こちらは5件で8回になってございます。こちらについては個別の案件という形で、ここに分類はしていないのですが、例えば絵に対する誹謗・中傷がネットであったとか、あとは国民健康保険に未加入である保護者について、どう促すかとか、というようなご相談がございました。

簡単ですが、以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。

○中村委員 これは、相談とは違うのですけれども。担当の弁護士の対応の悪さが、校長あたりから出ていませんか。

○教育指導担当課長 特にございません。

○中村委員 特に出ていませんか。ちょっと気になったので。もし何かあれば、ちゃんと言っておきます。大丈夫かな。

○教育指導担当課長 むしろ、今回のこの44件に関しては、色々な細かいところまで、ご指導いただいております。校長から好評価というか、ご意見を頂いております。

○中村委員 そうですか。なら安心しました。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告は以上とさせていただきます。

本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、そ

の他何かございますでしょうか。

○学務課長 私から1点ありまして、令和4年10月24日の教育委員会にてご審議いただきました就学援助及び奨学奨励費の対象者の拡充についてでございます。事前に差替えの資料を配布させていただいておりますけれども、このたび、もともと今回就学援助、奨学奨励については令和5年度から実施をする予定でしたけれども、新入学学用品費につきましては、入学の前にそろえるということで、令和4年度中の支給が可能となりましたので、そういった形に変更させていただきたいということで、その分の必要な予算について増額をさせていただくもので、あと時期の変更をさせていただくものでございます。

大変申し訳ありませんけれども、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、確認、あるいはご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

内容は、前回、お示しをしたものなのですが、今年度中に支出が可能なものについては、支出をして利用者の皆さんにより早い段階で、学用品をそろえていただくというところの対応でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○図書文化財課長 先程、中村先生からご質問を頂いたシンポジウムの参加者の区内・区外の内訳なのですけれども、当選者170名の内、区内在住者が55名、区外在住者が115名です。3割強が区内在住者ということになります。

以上です。

○中村委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかは、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を11月28日月曜日午前を予定しております。こちらは、オンラインでの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもお疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 中村 博